各(総合)振興局

産業振興部整備課長·農村振興課長 様

農政部農村振興局事業調整課 課長補佐(設計積算)

営繕工事における積算基準日の取扱いについて

「最新設計単価を適用した設計金額等の取扱いについて(通知)」(令和2年(2020 年)12 月 23 日付け事調第1203 号)に伴い、土地改良事業等に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事(以下「営繕工事」という。)について、次のとおり取り扱いを定めましたので、北海道建設部営繕工事積算要領、北海道建設部営繕工事積算標準単価表の適用にあたっては留意願います。

なお、「営繕工事における積算基準日について」(令和元年(2019年)10月24日付け事務連絡) は廃止します。

記

- 1 営繕工事における積算基準日の取扱い
 - (1) 営繕工事における工事積算要領及び工事積算標準単価表の適用年月日は、建設部建築局建築保全課通知文における適用年月から 2 か月後とし、適用開始日を同月の土地改良事業等配信単価の適用日と同様とする。

例) 令和3年3月発行の北海道建設部営繕工事積算要領の場合

積算基準日	
建設部(建築局建築保全課)	農政部(農村振興局事業調整課)
「 <u>令和3年4月1日</u> 以降の <u>入札公告</u>	「 <u>令和3年6月 21 日</u> 以降の <u>入札</u> から
<u>分</u> から適用する。」と通知	適用する。」と読み替えて適用。

※例:土地改良事業等単価配信日6月10日(木)

適用日6月21日(月)

例) 令和3年4月発行の北海道建設部営繕工事積算標準単価表の場合

積算基準日	
建設部(建築局計画管理課)	農政部(農村振興局事業調整課)
「 <u>令和3年4月15日</u> 以降の <u>入札</u> から	「 <u>令和3年6月 21 日</u> 以降の <u>入札</u>
適用する。」と通知	から適用する。」と読み替えて適用。

※例:土地改良事業等単価配信日6月10日(木)

適用日6月21日(月)

(設計積算係 内線 27-186)